

岐阜県公報

第二千七百三十四号
平成二十八年三月二十五日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(防 災 課)	一九〇
岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	(環 境 管 理 課)	一九〇
岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境保全課)	一九〇
岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則	(生 活 衛 生 課)	一九〇
岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	(労 働 雇 用 課)	二〇〇
岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	(同)	二〇〇
岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則	(恵みの森づくり推進課)	二〇〇
岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(公 共 建 築 住 宅 課)	二〇〇
告示		
解除予定保安林とする旨の通知	(治 山 課)	二〇一
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	二〇一
道路の供用開始	(同)	二〇三
美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可	(下 水 道 課)	二〇三
岐阜都市計画下水道事業の変更認可	(同)	二〇三
八百津都市計画下水道事業の変更認可	(同)	二〇四
保安林の指定予定	(郡 上 農 林 事 務 所)	二〇四
保安林の指定予定	(飛 騨 農 林 事 務 所)	二〇五

公 示

土地改良事業の工事の完了	(農 地 整 備 課)	二〇五
基本測量の終了	(用 地 課)	二〇六
公共測量の終了	(同)	二〇六
多治見都市計画の図書の縦覧	(都 市 政 策 課)	二〇七
開発行為の工事の完了	(建 築 指 導 課)	二〇七
住宅供給公社公告		
公営住宅又は共同施設の管理	(公 共 建 築 住 宅 課)	二〇八

規 則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号口中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十八号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県公書防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県公書防止条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公書防止条例施行規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十備考第二号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改め、同表備考第三号中「第二条第二項」を「第二条第十三項」に改める。

別表第十一備考第二号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改

め、同表備考第三号中「第二条第二項」を「第二条第十三項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則(昭和四十七年岐阜県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号八(ウ)中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県理容師法施行細則及び岐阜県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(岐阜県理容師法施行細則の一部改正)
第一条 岐阜県理容師法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

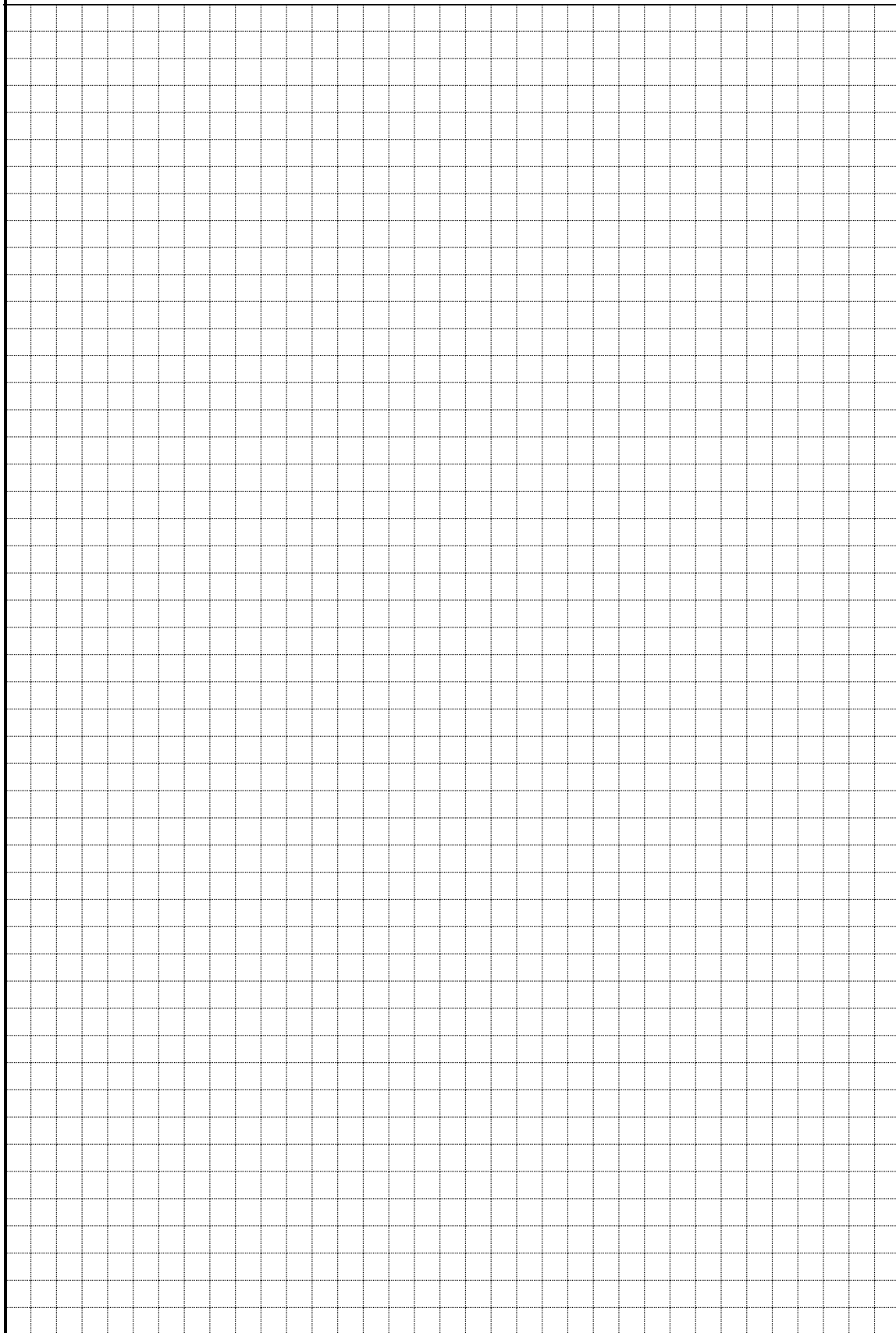
第 1 号様式 (第 2 条関係)

岐阜県	保健所長様	年 月 日
	住所	
	氏名 <small>(法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印)</small>	
理 容 所 開 設 届 出 書		
次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第 1 1 条第 1 項の規定により届け出ます。		
開 設 者	住 所	〒 _____ (電話 _____)
	氏名又は名称	 (法人にあつては代表者氏名: _____)
開 設 する 理 容 所	名 称	
	所 在 地	〒 _____ (電話 _____)
管 理 理 容 師	住 所	<input type="checkbox"/> 開設者と同じ。 / 〒 _____
	氏 名	<input type="checkbox"/> 開設者と同じ。 /
	登 録 番 号	大臣 第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 都道府県
	講 習 会 修 了	第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日	※確認年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ※廃業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
重 複 開 設 美 容 所	名 称	<input type="checkbox"/> 理容所と同じ。 / <input type="checkbox"/> 他 _____
	施 設 電 話 番 号	<input type="checkbox"/> 理容所と同じ。 / <input type="checkbox"/> 他 _____
重 複 開 設 予 定 年 月 日	<input type="checkbox"/> 既開設	※確認年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	<input type="checkbox"/> 予定 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)	※廃業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

構 造 及 び 設 備 の 概 要

<p>作 業 場</p>	<p>総 面 積 : m² 作 業 場 : m² (基準: 10 m²以上) 待 合 所 : m² 理容用椅子 : 脚 (基準: (作業場面積-3.4) ÷ 3.3 台以下) 床材料 (不浸透性): コンクリート、タイル、リノリウム、板、その他 () 腰 板 (不浸透性): コンクリート、タイル、リノリウム、板、その他 () 従事者専用手洗設備: 台</p>
<p>洗 髪 設 備</p>	<p>洗髪専用設備 : 陶器製 箇所、その他 () 箇所 給湯設備 : 有 ・ 無 使用水 : 水道水、井戸水、その他 () 排水 : 下水道、その他 ()</p>
<p>洗 浄 ・ 消 毒 設 備</p>	<p>洗い場 (流水装置) : 陶器製 箇所、その他 () 箇所 給湯設備 : 有 ・ 無 使用水 : 水道水、井戸水、その他 () 排水 : 下水道、その他 () 紫外線消毒器 : 台 煮沸消毒器 : 台 蒸気消毒器 : 台 薬品消毒 エタノール : 有 ・ 無 次亜塩素酸ナトリウム : 有 ・ 無 逆性石ケン : 有 ・ 無 グルコン酸クロルヘキシジン : 有 ・ 無 両性界面活性剤 : 有 ・ 無</p>
<p>附 帯 設 備</p>	<p>汚 物 箱 (ふた付き): 個 毛 髪 箱 (ふた付き): 個 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料 : 有 ・ 無 皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと 未消毒のものを区別するために必要な収納ケース等 : 有 ・ 無 { 消毒済み用容器 : 個 未消毒品用容器 : 個</p>
<p>採 光 換 気</p>	<p>換気 (基準: 炭酸ガスの量 5 cm³/L 以下) 換気窓 ・ 換気扇 (台) ・ 空気調和設備 (台) 照 明 (基準: 作業面の照度 100 ルクス以上) 蛍光灯 : ワット 本 ・ ワット 本 ・ ワット 本 電 灯 : ワット 個 ・ ワット 個 ・ ワット 個 LED : ワット 個 ・ ワット 個 ・ ワット 個</p>

理 容 所 の 平 面 図



従 業 者 名 簿

		氏名		登録番号		
				講習会修了		
理 容 師	1			大臣・	都道府県 第 号 年 月 日	
				第 号 年 月 日		
	2				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
	3				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
	4				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
	5				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
	6				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
	7				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
	8				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
	9				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
	10				大臣・	都道府県 第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日	
理容師 以外の 従業者	氏 名					
	1		6			
	2		7			
	3		8			
	4		9			
	5		10			

注 1 添付書類

(1) 理容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書及び管理理容師たる資格をも有する者にあつてはその資格を証する書類を添えること。

(2) 外国人が届出をするに当たつては、以上の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。

2 不要の箇所は、抹消すること。

3 ※印欄は、記入しないこと。

(岐阜県美容師法施行細則の一部改正)

第一条 岐阜県美容師法施行細則(昭和三十四年岐阜県規則第百六十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

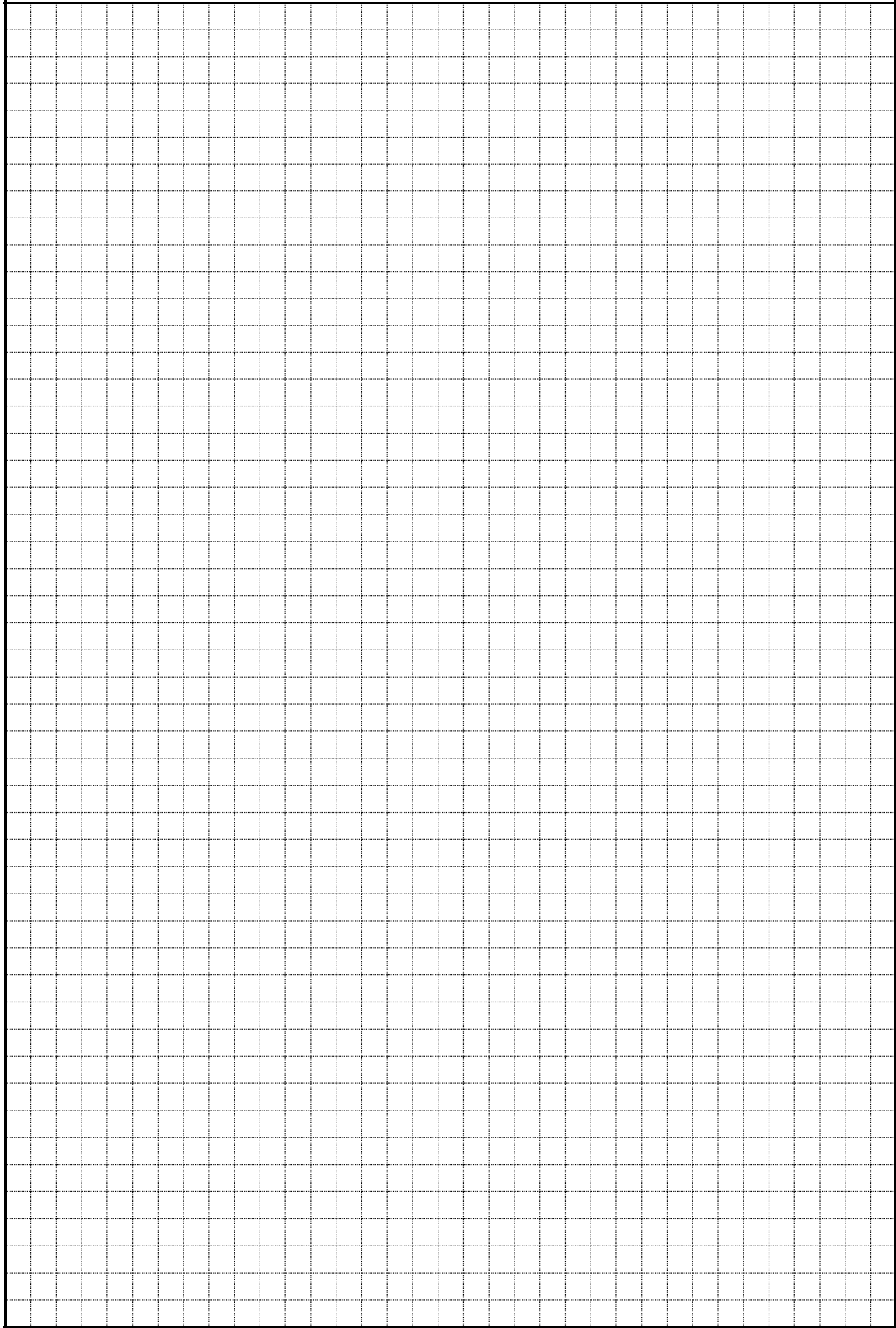
第1号様式 (第2条関係)

岐阜県	保健所長様	年 月 日
	住所	
	氏名 <small>(法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印)</small>	
<h2>美容所開設届出書</h2>		
次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。		
開設者	住 所	〒 _____ (電話 _____)
	氏名又は名称	 (法人にあつては代表者氏名: _____)
開設する美容所	名 称	
	所 在 地	〒 _____ (電話 _____)
管 理 美容師	住 所	<input type="checkbox"/> 開設者と同じ。 / 〒 _____
	氏 名	<input type="checkbox"/> 開設者と同じ。 /
	登 録 番 号	大臣 第 _____ 号 都道府県
	講 習 会 修 了	第 _____ 号 年 月 日
開設予定 年月日	年 月 日	※確認年月日 _____ 年 月 日
		※廃業年月日 _____ 年 月 日
重複開設 理容所	名 称	<input type="checkbox"/> 美容所と同じ。 / <input type="checkbox"/> 他
	施設電話番号	<input type="checkbox"/> 美容所と同じ。 / <input type="checkbox"/> 他 _____
重複開設 予定年月日	<input type="checkbox"/> 既開設	※確認年月日 _____ 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 予定 (_____ 年 月 日)	※廃業年月日 _____ 年 月 日

構 造 及 び 設 備 の 概 要

作 業 場	総 面 積 : m ² 作 業 場 : m ² (基準 : 10 m ² 以上) 待 合 所 : m ² 美 容 用 椅 子 : 脚 (基準 : (作業場面積 - 4.72) ÷ 2.64 台以下) 床 材 料 (不 浸 透 性) : コンクリート、タイル、リノリウム、板、その他 () 腰 板 (不 浸 透 性) : コンクリート、タイル、リノリウム、板、その他 () 従 事 者 専 用 手 洗 設 備 : 台
洗 髪 設 備	洗 髪 専 用 設 備 : 陶器製 箇所、その他 () 箇所 給 湯 設 備 : 有 ・ 無 使 用 水 : 水道水、井戸水、その他 () 排 水 : 下水道、その他 ()
洗 浄 ・ 消 毒 設 備	洗 い 場 (流 水 装 置) : 陶器製 箇所、その他 () 箇所 給 湯 設 備 : 有 ・ 無 使 用 水 : 水道水、井戸水、その他 () 排 水 : 下水道、その他 () 紫 外 線 消 毒 器 : 台 煮 沸 消 毒 器 : 台 蒸 気 消 毒 器 : 台 薬 品 消 毒 エ タ ノ ー ル : 有 ・ 無 次 亜 塩 素 酸 ナ ト リ ウ ム : 有 ・ 無 逆 性 石 ケ ン : 有 ・ 無 グ ル コ ン 酸 ク ロ ル ヘ キ シ ジ ン : 有 ・ 無 両 性 界 面 活 性 剤 : 有 ・ 無
附 帯 設 備	汚 物 箱 (ふ た 付 き) : 個 毛 髪 箱 (ふ た 付 き) : 個 外 傷 対 する 救 急 処 置 に 必 要 な 薬 品 及 び 衛 生 材 料 : 有 ・ 無 皮 膚 に 接 する 器 具 類 を、消 毒 済 み の も の と 未 消 毒 の も の を 区 別 する た め に 必 要 な 収 納 ケ ー ス 等 : 有 ・ 無 消毒済品用容器 : 個 未消毒品用容器 : 個
採 光 換 気	換 気 (基 準 : 炭 酸 ガ ス の 量 5 cm ³ /L 以 下) 換 気 窓 ・ 換 気 扇 (台) ・ 空 気 調 和 設 備 (台) 照 明 (基 準 : 作 業 面 の 照 度 100 ル ク ス 以 上) 蛍 光 灯 : ワ ッ ト 本 ・ ワ ッ ト 本 ・ ワ ッ ト 本 電 灯 : ワ ッ ト 個 ・ ワ ッ ト 個 ・ ワ ッ ト 個 LED : ワ ッ ト 個 ・ ワ ッ ト 個 ・ ワ ッ ト 個

美 容 所 の 平 面 図



従 業 者 名 簿

	氏名	登録番号	
		講習会修了	
美容師	1	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
		大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
	2	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
		大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
	3	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
		大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
	4	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
		大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
	5	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
		大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
6	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
7	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
8	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
9	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
10	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
	大臣・ 都道府県 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日	
美容師 以外の 従業者	氏 名		
	1	6	
	2	7	
	3	8	
	4	9	
	5	10	

注 1 添付書類

(1) 美容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び管理美容師たる資格をも有する者にあつてはその資格を証する書類を添えること。

(2) 外国人が届出をするに当たつては、以上の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。

2 不要の箇所は、抹消すること。

3 ※印欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

岐阜県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年岐阜県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び小学校」を「特別支援学校の幼稚部を含む。」及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則（昭和四十一年岐阜県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「及び小学校」を「特別支援学校の幼稚部を含む。」及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県水源地域保全条例施行規則（平成二十五年岐阜県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項第一号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め、「（特定規模電気事業者を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成十三年岐阜県規則第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「岐阜県都市建築部公共建築住宅課」を「岐阜県都市建築部住宅課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

県道		和良線	
後	前	後	前
六丁 二七・二	四丁 八七	二五〇	二五〇
郡上市八幡町小那比字上谷口五五八三番一地区から		同市同町同字同地区先まで	

岐阜県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道		美大並和線	
後	前	別前後	区域変更
二五・九 四一	一五・七 三〇	ル （メイト）	敷地の幅 員 （メイト）
四〇〇・〇	四〇〇・〇	ル （メイト）	延長 員 （メイト）
同市同町同字同地区先まで		郡上市美並町上田字歩岐平八二七番四地区から	

岐阜県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道		明金山線	
後	前	別前後	区域変更
六丁 三〇・〇	七丁 三〇	ル （メイト）	敷地の幅 員 （メイト）
一五、六六〇	二、五九〇・〇	ル （メイト）	延長 員 （メイト）
同市同町岩瀨字橋土二四九三番五地区先まで		下呂市金山町祖師野字ウロピラ三三番二地区から	

岐阜県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道		明金山線	
後	前	別前後	区域変更
六丁 三〇・〇	七丁 三〇	ル （メイト）	敷地の幅 員 （メイト）
一五、六六〇	二、五九〇・〇	ル （メイト）	延長 員 （メイト）
同市同町岩瀨字橋土二四九三番五地区先まで		下呂市金山町金山字長畑一八〇〇番八地区から	

係は及
Aは関
Bは示
す面
に及
ぶ
地区
の敷
地面
積を
示す

県道 山勝 田山線	
加茂郡坂祝町勝山字沢渡 五二七番一地从先から	同 郡 同 町 同 字 同 五二六番一地从先まで
後	前
七九 三・五	七九 三・一
二九七・〇	二・〇
起点の 変更は 県道坂 祝と一 部線重 用	

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 （メ ートル）	供用 開始 の 期 日	備 考 （区 域又 は決 定日 の告 示年 月日 ほか）
二百五十 六号			下呂市金山町乙原字坂ヶ洞一 一九三番一地从先から 同 市 同 町 岩瀬字舟滝二九 〇九番一地从先まで	三・一六・三	平成 二六・三・二五	平成 二六・三・二五

岐阜県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都

市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
美濃加茂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十一年七月八日から
平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐南町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 岐南町公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十三年十一月二十一日から
平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

笠松町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 笠松町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月二十三日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八百津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

八百津町

二 都市計画事業の種類及び名称

八百津都市計画下水道事業 八百津町公共下水道

三 事業施行期間

平成三十三年十二月十三日から

四 事業地

平成三十三年三月三十一日まで
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町長滝字伽藍ヶ瀬四一四の一、四一四の二、四一五、字洞口五二六の一、五二九の一から五二九の三まで、五三〇の一、五三〇の二

二 指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字伽藍ヶ瀬四一四の一、四一四の二、四一五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町大沼字アザミ五の一・五の三（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市下切町二三九九

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	谷汲地（農業用排水施設整備）区	平成二八・一・一五
	谷汲地（農道整備）区	平成二七・三・二〇
	谷汲地（農地防災）区	平成二一・一・三〇

谷汲地区
 (暗渠排水)
 平成二四・一二・一四

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	中山間地域総合整備事業	施行に係る地区名	中津川西部地区 (農業用排水施設整備) 中津川西部地区 (農道整備)	工事完了年月日	平成二七・三・一八 平成二六・一〇・三一
-------	-------------	----------	---	---------	-------------------------

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 三 作業期間
平成二十七年六月二十九日から
同二十八年二月二十九日まで

四 作業地域
高山市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
岐阜地方務局
- 二 作業種類
公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）
- 三 作業期間
平成二十七年十一月十九日から
同二十八年二月二十八日まで
- 四 作業地域
岐阜市鏡島地区

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
岐阜市

<p>同 四 同 二七・一一・四</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 同 二七・九・一六 同 岐西建築第三九号 の四八 同 二八・二・一五</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同 市古橋字土海道一四三七番一、一四三八番一及び一四三九番一</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同 瑞穂市稲里六六七番地の一〇 有限会社岡本工業 代表取締役 岡 本 保 夫</p>
<p>同 岐西建築第二八号の九 同 二七・九・一六 同 岐西建築第三九号 の三二 同 二八・二・一七</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同 瑞穂市生津天王東町二丁目二五番地 株式会社慶城不動産 代表取締役 高 橋 敏 也</p>
<p>同 岐西建築第二八号の九 同 二七・九・一六 同 岐西建築第三九号 の三二 同 二八・二・一七</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同 名古屋市中区栄五丁目二五番二五号 前田道路株式会社 中部支店 取締役常務執行役員中部支店長 藤 原 幸 夫</p>
<p>同 岐西建築第二八号の九 同 二七・九・一六 同 岐西建築第三九号 の三二 同 二八・二・一七</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同 岐西建築第二八号の九 瑞穂市横屋字村中二四二番六、二四三番三、二四四番八及び二四五番一〇</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同 瑞穂市生津天王東町二丁目二五番地 株式会社慶城不動産 代表取締役 高 橋 敏 也</p>

二 作業種類
公共測量(都市計画基本図作成)
三 作業期間
平成二十七年八月一日から
同 二十八年二月二十九日まで
四 作業地域
岐阜市

岐阜県知事 古 田 肇

多治見都市計画の図書の縦覧
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十八年三月二十五日

一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画下水道
多治見市公共下水道
二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課
開発行為の工事の完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。
平成二十八年三月二十五日
岐阜県知事 古 田 肇

同 岐西建築第二九号の二 同 二七・ 六・二三	羽島郡岐南町平成六丁目八九番、九〇番、九四番、九五番、一〇九番、一一〇番、一一一番、一二二番及び岐南町所管法定外公共物（水路）	道路、緑地	同	岐阜市境川一丁目一七二番地 高島衛生工業有限公司 代表取締役 高 島 正 秀
同 岐西建築第三〇号の六 同 二七・ 九・ 二	同 郡笠松町江川字向野九七番	道路	同	羽島郡岐南町野中二丁目一番地 有限会社デイヘロップメントブレイン 代表取締役 岩 塚 健 治
同 岐西建築第三二号の二 同 二七・ 一〇・ 一三	本巣郡北方町北方字長谷川一八五七番 一七の一部 （第一工区）	同	同	岐阜市藪田東二丁目一番六号 大和ハウス工業株式会社岐阜支店 支店長 内 山 全 浩
同 岐西建築第三九号 の三五				
同 岐西建築第三九号 の三九				
同 二八・ 一・ 二五				

住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公司において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十五日

岐阜県住宅供給公社

理事長 松 井 博

- 一 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称
岐阜県住宅供給公社
- 二 事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称
岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第三条第一項に規定する県営住宅及びその共同施設（ソビア・フラッツ及びその共同施設を除く。）

- 三 事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容
岐阜県営住宅条例第四十九条第二項各号に掲げる権限を行うこと。
- 四 事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

平成二十八年三月二十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社